

仙台市交通局中期経営計画検討委員会設置要綱

(令和2年3月13日交通事業管理者決裁)

(設置)

第1条 本市交通事業の今後の基本的方向性を示す中期経営計画を策定するにあたり、有識者の意見及び助言を計画へ反映させることを目的として、仙台市交通局中期経営計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 交通事業の今後の基本的方向性に関する事項
- (2) その他、中期経営計画のため交通事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者又は財務若しくは交通事業に関し識見を有する者のうちから、交通事業管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会解散の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は公開とし、会議終了後は、会議の議事要旨を遅滞なく公開するものとする。

(解散)

第7条 委員会は、その任務を終了したときは、解散するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、交通局総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月13日から実施する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。